

## 学校経営のポイント

### “ルール違反”と“法律違反”の続発

若井 彌一

今に始まったことではないが、オリンピックや世界選手権大会（陸上、水泳等）があると、その大会中あるいは大会後に、テーピング（taping）ではなく、ドーピング（doping）の疑いをもたれたり、またはドーピングを理由としてメダル（金・銀・銅）が取り消されたりする事例が発生する。

#### 北京大会でもハンマー投げ選手等が

残念なことである。男子ハンマー投げで2位（銀）のワジム・デビャトフスキーと3位（銅）のイワン・チホン（2人ともベラルーシ）が、ドーピングの違反があったとして、2人に対する処分が協議されている。

国際オリンピック委員会（IOC）がこの問題を担当しており、結論が出るまでにまだ時間を要するようであるが（9月6日付け「msn・産経ニュース」による）、違反が確定すれば、現在5位の室伏広治（日本）が繰り上げで3位（銅）になる。同選手にしても、上位入賞者のドーピング違反で繰り上げ入賞というのは、素直に喜び得る心境ではなからう。

ドーピングに使用される薬物としては、筋肉増強剤、興奮剤、利尿剤（減量用）が主流というが（朝日新聞事典編集部編『知恵蔵 2003』朝日新聞社、2003年、1192頁）、どれも短期的にはプラス効果が出る可能性があるものの、総合的にはマイナス作用があることが判明している。

IOCが、1999年2月、ローザンヌで「スポーツにおけるドーピングに関する世界会議」で、アンチ・ドーピング活動に、より積極的に取り組むことを宣言したのは、理由のあることであった（前掲書、1124～1125頁参照）。

さて、目を国内に転ずると、国技・大相撲の力士

3人が大麻を使用していた疑いが強まり、財団法人日本相撲協会の信用を揺るがすほどの問題になってきた。

#### 大麻問題で揺れる国技・大相撲

この発端は、今年8月18日、ロシア出身の若の鵬（元幕内・解雇処分）が大麻所持容疑で逮捕されたことであった。十両以上の全力士を対象に検査を実施したところ、幕内・露鵬（大嶽部屋）、十両・白露山（北の湖部屋）の2力士が、簡易尿検査と別のドーピング（禁止薬物使用）検査機関に依頼した精密検査の両検査で大麻の陽性反応が出た（9月6日「時事ドットコム」による）。

2つの検査のうち、後者の機関（三菱化学メディエンス）は、世界反ドーピング機関（WADA）の公認機関であり、1985年以降、この種の検査を手がけてきている（9月7日『朝日新聞』による）。

筋肉増強剤等とは一線を画し、「大麻」については、大麻取締法（昭和23年7月10日公布、法律第124号）で、大麻取扱者（大麻栽培者および大麻研究者）でなければ、「大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない」（第3条第1項）としているほか、大麻のみだりの所持者（第24条の2第1項）、大麻の違法使用者（第24条の3第1項第1号）については、それぞれ刑罰を科している（ともに5年以下の懲役）。

自分勝手な独善的行為は、ルール違反であれ法律違反であれ、行為者自身の品位を傷つけるだけでなく、スポーツや業界そのものの信用を低下せしめる危険性がある。教育という世界も、その例外ではない。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●予約受付中！ 9月26日発売 高階玲治【編】 定価2,520円 教育開発研究所

## 『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』

■好評発売中！ 4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制導入等へ万全の対応を！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価3570円